

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」、「肝炎治療特別促進事業」及び「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」に基づく各種助成制度の周知促進について

肝炎対策の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

肝炎ウイルス陽性者をフォローアップし早期治療に繋げるため、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成 26 年 3 月 31 日健発 0331 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づく陽性者フォローアップ事業において、初回精密検査及び定期検査の費用助成を行っているところ です。

また、B 型及び C 型ウイルス性肝炎の早期治療の促進のため、「感染症対策特別促進事業について」（平成 20 年 3 月 31 日健発 0331001 号厚生労働省健康局長通知）の別添 5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、抗ウイルス治療に係る医療費の助成を行っているほか、B 型及び C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変については、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、治療研究を促進するため、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成 30 年 6 月 27 日健発 0627 第 1 号厚生労働省健康局長通知）の別添「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づき、医療費の助成等を行っているところ です。

今般、これらの助成制度をとりまとめた周知用リーフレットを作成いたしましたので、都道府県におかれましては、これを活用いただき、市町村、保険者・事業主や医療機関等に対して各種助成制度の再周知を図る等の利用促進に向け

た取組の実施をお願いいたします。

記

○リーフレットの活用について

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」、「肝炎治療特別促進事業」及び「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」に基づく各種助成制度についてまとめたリーフレット「肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方、現在治療中・治療後の方へ」を新たに作成しました。（別添）

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方、現在治療中・治療後の皆様への周知等に当たり御活用ください。

以上